

プロジェクト リース

項目 IFRS 第 16 号「リース」の内容と整合性を図る程度の検討

本資料は、第 467 回企業会計基準委員会（2021 年 10 月 8 日開催）に用いた審議事項(1)-2「リース会計専門委員会の検討の状況」をベースとしている。第 467 回の企業会計基準委員会での議論を踏まえて、資料に加筆を行った部分を黄色でハイライトしている。黄色でハイライトされていない部分については、審議資料の変更は行っていない。

## I. 本資料の目的

1. リースに関する会計基準については、借手について IFRS 第 16 号「リース」の単一モデルと整合性を図る方向性で審議を行っているが、本資料は、IFRS 第 16 号の内容と整合性を図る程度について審議を行うことを目的としている。

## II. 国際的な整合性を図る取組みに関するこれまでの経緯

2. 2012 年頃までに行ってきた、いわゆるコンバージェンスのための基準開発においては、国際的に整合性を図るうえで、文言レベルまで整合性を図ることはせず、投資家から見て誤解を生じさせない程度に整合性を図ることを基本としてきた。

一方、最近開発した企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（以下「収益認識会計基準」という。）及び企業会計基準第 30 号「時価の算定に関する会計基準」では、より国際的な比較可能性を図る観点で、文言レベルで IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」及び IFRS 第 13 号「公正価値測定」と整合性を図った上で、企業の適用上の困難さを緩和することを意図して、日本基準に基づく財務諸表と IFRS 基準に基づく財務諸表の比較可能性を大きく損なわせない範囲で代替的な取扱いを設けている。

3. これに対して現在検討を行っているリース会計基準については、借手について、文言レベルで IFRS 第 16 号のすべての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS 第 16 号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指して、公開草案の公表に向けて審議を進めている。
4. また、貸手については、収益認識会計基準との関係やリースの定義及びリースの識別以外は、基本的に改正を行わないこととしており、これらの点についてのみ現行のリース会計基準を改正する方向で検討を進めている。

### III. 文案のイメージの内容

5. 今後議論を進めていくうえで IFRS 第 16 号の内容と整合性を図る程度についてコンセンサスを得ることが重要であると考えられるため、リース会計専門委員会において、リース会計基準及び適用指針を改正する場合の文案のイメージをお示しして審議を行っている。なお、当該文案のイメージは、事務局の提案によるものであり、これまでに聞かれた主なご意見は第 7 項に記載している。

6. 以下、現状の事務局の提案の概要を記載する。

#### (1) 借手の取扱い

- 文言レベルで IFRS 第 16 号のすべての定めを採り入れるのではなく、主要な定めの内容のみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS を任意適用している企業が IFRS 第 16 号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指す（第 3 項参照）。
- ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの区分は設けない。また、所有権移転ファイナンス・リースと所有権移転外ファイナンス・リースの区分を設けない。
- リース期間は、IFRS 第 16 号の定めの内容を採り入れ、解約不能期間に合理的に確実な延長オプションの期間を加えたものとする。
- リースの定義は、IFRS 第 16 号と整合性を図る。
- リースの識別については、IFRS 第 16 号の主要な定めの内容のみを採り入れることにより原則的な取扱いを示し、ガイダンスや設例については、必ずしも採り入れない。

1. ここで、IFRS 第 16 号の主要な定めの内容のみを採り入れる場合、主要な定めを採り入れなかった内容については、採り入れられた主要な項目に基づく判断が行われることとなるため、適切な会計処理は、IFRS 第 16 号における詳細な定めに基づく適用結果に限定されないこととなる。なお、これまでにお示ししたリース会計基準及び適用指針を改正する場合の文案のイメージにおいて、事務局は、現行のリース会計基準及び適用指針における定め方の粒度を勘案し、主要な定めの内容の粒度を判断している。

2. 開発の方針として、主要な定めのみを採り入れる場合のメリット及び

デメリットとしては次のことが考えられる。

(1) メリット

- ・ 主要な定めに基づき、企業の経済実態を表す会計処理を行うことができる。
- ・ 日本基準を適用する企業が、IFRS 第 16 号におけるガイダンスや新規の解釈等を参照する実務負担が発生しない。

(2) デメリット

- ・ (現在の開発の方針とは異なり) IFRS 第 16 号における詳細なガイダンスを含めることとした場合、会計処理が限定され、各企業が個別の判断を行う機会が少なくなる可能性がある。一方、現在の開発の方針に従い、IFRS 第 16 号における詳細なガイダンスを含めないこととした場合、各企業の財務諸表作成コスト及び監査コストは、相対的に大きくなる可能性がある。なお、現行のリース会計基準及びリース適用指針は詳細な定めを置いていないため、各企業が個別の判断を行う実務は浸透しているものと考えられる。

3. 前項のデメリットへの対応策として、主要な定めとして採り入れていない項目についても IFRS 第 16 号と同じ適用結果となることを求めるべきであるとする意見が聞かれている（その具体的な方法としては、「収益認識に関する会計基準」と同様の構成の会計基準とする方法や、基準本文は主要な定めのみとするものの、結論の背景や設例において詳細なガイダンスを定める方法などが挙げられている。）。しかし、事務局では、主要な定めとして採り入れていない項目についても IFRS 第 16 号と同じ適用結果となることを求めることとした場合には、主要な定めのみを採り入れるとする開発方針を変更することになると考えている。

4. なお、主要な定め範囲については、今後も議論を継続する予定である。

**ディスカッション・ポイント**

リース会計基準の改正に関する基本的な方針として、主要な定めのみを採り入れるとする方針を変更すべきかどうかについてご意見をお伺いしたい。

(2) 貸手の取扱い

- 収益認識会計基準との関係やリースの定義及びリースの識別以外は、基本的に改正を行わない（本資料第4項参照）。
- ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの区分、及び所有権移転ファイナンス・リースと所有権移転外ファイナンス・リースの区分を踏襲する（借手と異なる取扱い）。
- リース期間は、貸手は現行基準を踏襲し、解約不能期間に再リースを行う意思が明らかな場合の再リース期間を加えたものとする（借手と異なる取扱い）。
- リースの定義及びリースの識別は、(1)の「借手の取扱い」と同様とする（現行基準から変更する。）。

(3) 借手の定めについて IFRS 第16号と明示的に差異を設けている項目

- 借手の会計処理について、その定めについて IFRS 第16号と明示的に差異を設けている項目は主に次のとおりである。
  - ▶ 借手のソフトウェアに関する取扱い（審議事項(5)-2 参考2 第3-2項）
  - ▶ 使用権資産の耐用年数がリース期間より短い場合の減価償却期間（審議事項(5)-2 参考2 第12項）
  - ▶ 特別仕様物件の減価償却方法（審議事項(5)-2 参考2 第12-2項）
  - ▶ 現在価値の算定に用いる割引率（審議事項(5)-2 参考3 第22-2項）

#### IV. 専門委員会でこれまでに聞かれた主な意見

7. これまでの専門委員会の検討において、例えば、主として次のような意見が聞かれている。

(1) リースの定義

- 借手について IFRS 第16号と整合的な定義を導入することについては、民法（賃貸借）等との関係などから、特に単体財務諸表への適用について懸念がある。

(2) リース期間

- 借手のリース期間について「合理的に确实」の判断が困難であるため、貸手と同様に、借手のリース期間も原則として解約不能期間とする現行の取扱いを踏襲すべきである。

(3) 貸手のリースの会計処理

- 割賦販売の処理を想定した現行の方法は、リース業において実務に浸透している方法である。

以 上